

新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第6号**

新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則（昭和49年新潟県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(身分証明書) <b>第10条</b> (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号）様式第7の2によることができる。</u>	(身分証明書) <b>第10条</b> (略)

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。